

◎新潟県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
39,091
- 2 選挙権を有する者の総数の、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数  
392,425
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	21,036
新潟市東区	37,960
新潟市中央区	48,613
新潟市江南区	18,919
新潟市秋葉区	21,507
新潟市南区	12,904
新潟市西区	42,918
新潟市西蒲区	16,905
長岡市三島郡	78,540
上越市	55,346
三条市	28,380
柏崎市刈羽郡	26,364
新発田市北蒲原郡	31,927
小千谷市	10,628
加茂市南蒲原郡	11,990
十日町市中魚沼郡	19,423
見附市	11,675
村上市岩船郡	20,504
燕市西蒲原郡	25,048
糸魚川市	13,223
妙高市	9,877
五泉市東蒲原郡	19,169
阿賀野市	12,582
佐渡市	17,527
魚沼市	11,137
南魚沼市南魚沼郡	18,666
胎内市	8,760